

原田昌和・秋山靖浩・山口敬介 著  
『民法①総則 判例 30!』（13782-0）補遺

2019年4月  
追記 2019年9月

本書第1刷刊行後、『民法判例百選Ⅰ〔第8版〕・Ⅱ〔第8版〕・Ⅲ〔第2版〕』（有斐閣）が刊行されました。これに対応し、この補遺では、本書に収載・引用する判例に付記した『百選』の項目番号の変更をまとめました。「旧」は本書第1刷に記載の『民法判例百選Ⅰ〔第7版〕・Ⅱ〔第7版〕・Ⅲ〕の項目番号を、「新」は上記改訂後の『百選』の項目番号を示しています（「-」は収載がないことを表します）。

本書の頁	本書の項目番号	判例	旧	新
3頁		最判昭和46・12・16 民集25巻9号1472頁	[債権総論・判例10], 百選Ⅱ-11	[債権総論・判例10], 百選Ⅱ-55
4頁	[判例01]	大判昭和10・10・5 民集14巻1965頁	百選Ⅰ-1	変更なし
17頁	[判例04]	最判平成8・3・19 民集50巻3号615頁	百選Ⅰ-7	変更なし
20頁	[判例05]	最判昭和60・11・29 民集39巻7号1760頁	百選Ⅰ-31	変更なし
23頁	[判例06]	最判昭和39・10・15 民集18巻8号1671頁	百選Ⅰ-8	変更なし
25頁		最判昭和48・10・9 民集27巻9号1129頁	百選Ⅰ-9	変更なし
30頁	[判例07]	最判昭和61・11・20 民集40巻7号1167頁	百選Ⅰ-12	変更なし
34頁		大判昭和9・5・1 民集13巻875頁	百選Ⅰ-15	変更なし
36頁	[判例09]	最判昭和56・3・24 民集35巻2号300頁	百選Ⅰ-14	変更なし
39頁	[判例10]	最判昭和35・3・18 民集14巻4号483頁	百選Ⅰ-16	変更なし
42頁	[判例11]	大判大正10・6・2 民録27輯1038頁	百選Ⅰ-19	変更なし
47頁	[判例12]	最判平成元・9・14 判時1336号93頁	百選Ⅰ-24	-

49 頁		最判平成 28・1・12 民集 70 卷 1 号 1 頁	—	百選 I -24
50 頁	[判例 13]	最判昭和 45・9・22 民集 24 卷 10 号 1424 頁	百選 I -21	変更なし
53 頁	[判例 14]	最判平成 18・2・23 民集 60 卷 2 号 546 頁	百選 I -22	変更なし
65 頁	[判例 17]	最判平成 4・12・10 民集 46 卷 9 号 2727 頁	百選 III-48	百選 III-49
68 頁	[判例 18]	最判昭和 35・10・21 民集 14 卷 12 号 2661 頁	百選 I -28	変更なし
71 頁	[判例 19]	最判昭和 39・5・23 民集 18 卷 4 号 621 頁	百選 I -27	変更なし
74 頁	[判例 20]	最判昭和 35・2・19 民集 14 卷 2 号 250 頁	百選 I -29	変更なし
77 頁	[判例 21]	最判昭和 51・6・25 民集 30 卷 6 号 665 頁	百選 I -30	変更なし
80 頁	[判例 22]	最判昭和 44・12・18 民集 23 卷 12 号 2476 頁	百選 III-8	百選 III-9
83 頁	[判例 23]	最判昭和 62・7・7 民集 41 卷 5 号 1133 頁	百選 I -34	変更なし
86 頁	[判例 24]	最判平成 5・1・21 民集 47 卷 1 号 265 頁	百選 I -36	変更なし
89 頁	[判例 25]	最判昭和 37・4・20 民集 16 卷 4 号 955 頁	百選 I -35	変更なし
96 頁	[判例 26]	最判昭和 42・7・21 民集 21 卷 6 号 1643 頁	百選 I -44	百選 I -45
99 頁	[判例 27]	最判平成 6・2・22 民集 48 卷 2 号 441 頁	百選 I -43	百選 I -44
99 頁		最判昭和 50・2・25 民集 29 卷 2 号 143 頁	百選 II -2	変更なし
101 頁		最判平成 16・4・27 民集 58 卷 4 号 1032 頁	百選 II -104	百選 II -109
102 頁	[判例 28]	最判昭和 61・3・17 民集 40 卷 2 号 420 頁	百選 I -40	百選 I -41
105 頁	[判例 29]	最判平成 11・10・21 民集 53 卷 7 号 1190 頁	百選 I -41	百選 I -42
108 頁	[判例 30]	最大判昭和 41・4・20 民集 20 卷 4 号 702 頁	百選 I -42	百選 I -43

[追記]

平成 30 年（2018 年）法律第 72 号による民法の改正に対応する変更を以下のとおり示します（該当の条文は令和元年〔2019 年〕7 月 1 日に施行されています）。

32 頁 下から 8 行目

旧：遺留分減殺制度（1028 条以下）が用意され

新：遺留分侵害額請求権（1042 条〔平成 30 年（2018 年）改正前 1028 条〕以下）が用意され

32 頁 \*6

新：民法では、兄弟姉妹を除く法定相続人について、遺贈や贈与（原則として相続の 1 年前に行われたもの）によっても侵すことのできない最低限度の取り分が保障されており、これを遺留分という。遺留分侵害額請求権とは、この最低限度の取り分に満たない額しか得なかった（遺留分を侵害された）者が、その満たない額（遺留分の侵害額）の限度で、遺贈や贈与を受けた者に対して、金銭の支払を請求できる権利をいう（1042 条以下）。[親族・相続・判例 29] 参照。